原っ子つうしん

教育目標：～自らの可能性に挑戦する活力ある原っ子～

令和８年
９月１６日（水）
印西市立原小学校
校長室便り　No５

学校いじめ防止基本方針について

学校では、文部科学省の「いじめ防止対策推進法」や県の「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、**いじめを「しない」「させない」「見逃さない」**という３つの原則を掲げ、学校いじめ防止基本方針を定めています。

「いじめかも？」と思ったとき、学校に相談したら、学校はどのように対応するのか、ご存じのない方もいらっしゃるかもしれません。

今月のお便りでは、学校が定めている学校いじめ防止基本方針の内容について説明をします。

いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、子どもたちが心身の苦痛を感じるような、心理的・物理的な影響を与える行為を示します。インターネット上の行為も含まれます。

学校では、いじめはどの児童にも起こり得るという認識のもと、すべての児童が尊重されることを目指しています。いじめが起きた場合は、組織で対応します。

１　未然防止

・道徳や人権教育、体験活動などを通して、子どもの豊かな心を育みます。
・児童会活動等で、子どもたち自身がいじめ防止の意識を高めるように促します。
・保護者や地域と連携し、子どもの様子を把握するように努めます。

２　早期発見

・年間５回の学校生活アンケート、年間２回の「教育相談週間」を設け、子どもの悩みを把握します。
・児童や保護者、地域からの声に常に耳を傾け、情報収集をしています。
・担任だけでなく、全職員で児童の様子を観察し、小さな変化も見逃さないようにしています。

３　いじめの認知後の対応

いじめの相談や通報等があった場合、速やかに管理職に報告し、組織で対応方針を決定し、迅速に事実確認を行います。

（裏面に続きます）

初期対応の開始:

担任や学年主任、生徒指導担当、管理職などが連携して、速やかに動き出します。いじめられている児童にとって話しやすい状況を優先します。

当事者・関係者からの聞き取り:

いじめられている児童、いじめをしているとされている児童、そして周りの子どもたちから、慎重に話を聞きます。この際、子どもたちの安全と心のケアを第一に考え、プライバシーに配慮しながら進めます。

保護者への連絡:

事実関係がある程度確認できた段階で、双方の保護者に連絡し、状況を共有します。

学校だけで解決できる問題ではないため、保護者の方との連携が非常に重要となります。

4　解決に向けた指導と支援

いじめが停止した後も、必要に応じて、継続的な指導と心のケアを行います。

いじめられている児童への支援:

必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関と連携し、心の傷を癒やすためのサポートを継続します。安心して学校に戻れるよう、細やかな配慮を続けます。

いじめをした児童生徒への指導:

なぜいじめが起きたのか、いじめはなぜいけないことなのかを理解させるための指導を行い、今後の行動を改善できるよう促します。保護者の方と情報共有します。

周囲の子どもたちへの指導:

いじめを傍観していた子どもたちに対しても、いじめを許さないという姿勢を明確に示し、いじめを止められる勇気を持てるよう指導します。

5　最後に

「いじめかも？」　　気づきのサインを大切に

学校だけでなく、保護者の皆様との連携が不可欠です。
ご家庭でお子様の様子で気になることがあれば、いつでもご相談ください。

【相談窓口】

印西市原小学校　　0476－45－8611
印西市教育センター　0476－47－7340
24 時間子供SOSダイヤル（通話料無料）　0120－0－78310